

福岡県公報

令和三年六月二十五日
第二百一十一号
増刊
②

目次

人事委員会

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

人事委員会

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項及び第四項」を「第五条第一項及び第三項」に改め、第二、第九項及び第三、第二項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

別表第九号の作業の項手当額の欄中「230円」を「280円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月二十五日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第十四項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一、号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 第三条第二項第二号の規定により、心身に著しい負担を与える作業又は業務と認め

附則

この訓令は、公布の日から施行する。